

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月3日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第55号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第21条の14」を「第21条の15」に改める。

第26条中「別表第5」を「別表第5の」に、「同表」を「同表の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 京都市病院事業の業務に係る地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる額は、同令別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に掲げる額とする。

第29条第1項中「第21条の14」を「第21条の15」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理財局財務部調度課)